

7世紀後半のトゥール司教座とサン=マルタン修道院

——司教クロドベルトゥスをめぐって——

佐 藤 彰 一

1 はじめに

7世紀フランク政治史の出発点を、クロタール2世の統一王権におくことに大方の異論はないであろう。問題はこの統一王権の内容、例えば指導力の強弱だが、これまで貴族勢力との力関係でこれを著しく低く評価するのが通例であった¹。その典型は法制史家H・ミッタイスで、彼は統一王権の統治綱領とも言うべき614年のパリ勅令の、若干のしかし根本的に重要な規定を、王権の貴族勢力への決定的な譲歩を意味するものと解し、ここにクロタールによって実現された統一王権の基本的特徴を見て取ったのであった²。

しかし最近の研究動向は、むしろクロタール2世の強力な指導力を評価する方向に傾いている³。ミッタイスが官職貴族の在地勢力化の王権の側からの承認と解釈したパリ勅令第12条と第19条、すなわち地方役人*iudex*を当該地方の人物から任命すべしとする二つの規定は必ずしもミッタイス流に解釈する必要が無いどころか、そうした見方はいささかうがちすぎであり、むしろ素直に将来に向けての統治原則の表明と見るべきという見解が強く出されるようになって来ている⁴。そしてこうした「素直な」解釈には、相応の歴史解釈上の裏付けがあるので⁵。

クロタール2世の側に立ってこの騒乱の時代を生きたル・マン司教ベルトラムヌスの遺言状研究の第一部で⁶、私は不十分ではあるがクロタール2世政権の積極的性格を念頭に置きつつ議論を進めたが、7世紀の政治動向全体を視野に入れてこの政権の意義を強調しているのがP・フォレイクリイであろう⁷。フォレイクリイの宮宰エブロインに関する研究によれば、勅令の当該規定はクロタールを支持し統一王権の樹立に参画したネウストリア貴族が、戦後の論功行賞としてブルゲントやアウストラシアを浸蝕したり、あるいはアウストラシア、ブルゲントの貴族層がクロタールへの勤務によってネウストリアに勢力を扶植するなどして、いずれにせよ不和・軋轢の弊害をいたずらに増加させるのを回避するのを目的とするものであったという。そして権力世界での国王宫廷の求心性を益々強化していく一方、他方では貴族門閥のネットワークを支配の手段としつつこれを十分に掌握し、王権は7世紀の80年代まで強力な指導・統率力を保持し続けたとしている⁸。

こうした世俗権力の趨勢と並んで、7世紀後半までかなり強力な指導力を發揮し続けた王権の教会政策、とりわけ修道院政策の認識が、本稿の課題であるこの時期のトゥール司教座をめ

ぐる様々な動きを理解する上で欠かせないものとなる。

6世紀末、アイルランドからガリアに渡った聖コロンバヌスは、その激しい宗教的情熱と卓越した力量によって瞬く間に多くの帰依者を獲得したことは、よく知られている⁹。コロンバヌスがブルゴーニュに建設したリュクスヌ修道院は、極めて厳格なアイルランド戒律をベネディクト戒律で緩和した、いわゆる混合戒律をもってガリアの修道院改革運動の発進地となつたのであった¹⁰。

この改革運動の最も重要な特徴は、それが単に修道院内部の規律強化には止まらず、教会組織全体の中での修道院の位置付けの根柢的な変革にあった点にこそ存する¹¹。451年のカルケドン公会議に始まり、455年のアルル、そして511年、514年の公会議の諸規定に引き続き踏襲されているように¹²、修道院は一貫して管区司教の裁判権と財産監督権下に置かれていた。もともと都市的集落が稀で、教区組織が修道院を単位に編成され、更に修道士が一般信徒に関わる司牧活動を果たし、叙任・聖別の権能を有するという環境で育ったアイルランド人コロンバヌスにとって、ガリアの修道院組織の司教に対する従属は奇妙なものと映つたのであった。しかしコロンバヌスの在命中には、司教支配からの自立を保証してくれる特権状を、ガリアの修道院は獲得しえなかった。この種の特権を賦与しうるのは司教であり、司教は自らの既得権をなかなか手放そうとはしなかったからである。現在知られる限り、ガリアで最初にこの種の特権を賦与したのが幼少の折コロンバヌスの薫陶に接したモー司教ブルグンドファロであり、特権状の賦与を得たのが、同じく幼い頃コロンバヌスの影響を受けた後のルーアン司教となるダドや、その兄弟がモー司教区に建設したRebaïs修道院（637年賦与）であったという事実は、中世初期社会においてはある特定の思想なり革新の動きが現実の力となるためには、それを担う特別の因縁をもった人間集団が必要であったことを示す良い例であろう¹³。

ところでこの司教特権の内容をE・エヴィッヒは大特権と小特権の二種類に分類している。大特権を小特権から分かつのは、修道院司教と呼ばれる叙任と聖別の機能を有する修道院独自の司教を有することにある¹⁴。修道院が固有の司教を持つことによって、教区司教の関与・協力が一切不要となり、完全な自立を達成し得るからである¹⁵。いずれにせよこの司教特権の賦与によって当該修道院は財産管理の面でも自律性を獲得し、爾後独立しての所領管理と経営の衝に当たらざるを得なくなる。カロリング期に巨大莊園領主として、所領明細帳（ポリプティック）と称される独特的の管理手段を擁して登場する一連の大修道院の経営上の起点が、この修道院特権の賦与にあったという意味で¹⁶、特権賦与政策を積極的に推進したと推定されるクロヴィス2世の治世と王妃バルティルドの摂政期は、ひとり教会・修道院史の分野のみならず国制史、社会経済史の面からも重大な意味を持つと思われる。

ここ数年私が研究し続けているトゥールのサン=マルタン修道院が、先に述べたような司教特権を初めて獲得するのは司教クロドベルトゥスの時代とされているが、残された乏しい史料からは決定的結論を引き出しえない。しかしトゥール司教による特権賦与の年代の再検討も含

めて、ここで史料所見の許すかぎり司教クロドベルトゥスに焦点をあてつつ、サン=マルタンと司教座そして国王宮廷との関係を考えてみたい。

2.1. サン=マルタン修道院への司教特権賦与の年代をめぐって

トゥールのサン=マルタン修道院は、もともとガリアの布教と修道制の普及に大きな役割を果たした4世紀末の聖人マルティヌスの靈廟に起源を発している。トゥールの西、ローマ期の市壁の外 800mの共同墓地に建てられたささやかな廟は、やがて5世紀末トゥールの第6代司教でセナトール貴族出身者ペルペトゥス（458–488）の手で、縦53m、横20m、高さ15mの堂々たるバシリカに仕立て上げられた¹⁷。詳しく述べることはしないが、続く6世紀に奇跡的治癒の靈力を持つと信じられたマルティヌスがいかに崇敬を集め、その靈廟が各地から到来する巡礼者でどれほど殷賑を極めたかが、トゥール司教グレゴリウスの著した『歴史十書』や聖人伝的著作から知られる¹⁸。

さて最初から根本的な問題を取り上げることになるが、すべての議論の出発点となる筈のトゥール司教によるサン=マルタンのバシリカへの自立特権の賦与の年代を明らかにする直接の史料は、実は存在していない¹⁹。これまで最初のものと見なされて来た司教クロドベルトゥスの特権状は、原本はおろか写しとしても存在していない。その措置部（ディスピジティオ）の一部が、クロドベルトゥスの特権状を確認した教皇アデオダトゥスが発給した教皇文書に収録されており、そこからその概略が知られるにすぎない。しかしこの教皇文書は書簡の形態に近く、年代も付されていない²⁰。幸いこの教皇の在位は672年から676年と短く、その中間の日付674年が特権賦与の仮の年代として、17世紀のマビヨンの時代からJ.-M. バルドゥスュにいたるまで踏襲されているという状態であった²¹。従ってそこからは、厳密にはクロドベルトゥスがいつ特権を賦与したかは特定出来ないのだ。しかしこの点については議論のための素材が無いので、クロドベルトゥスの特権状が教皇の確認文書発給の日付から余り遡らない時点で賦与されたものと想定して、議論を先に進めよう。

他の所見との関係で検討に値すると思われるのは、そもそもクロドベルトゥスの特権状が、サン=マルタンに対して賦与されたこの種の最初の文書であったか否かという事実であろう。教皇アデオダトゥスの文書からその何れであるかを確認することは出来ない²²。というのもトゥールの司教座では、司教が交替する度ごとに新任の司教がサン=マルタンに特権の確認状を賦与するのが慣行になっていたと思われ、現にクロドベルトゥスの後継者ベルトゥス、少し跳んでイボン、ゲントラムヌスなど7世紀末から8世紀初頭にかけての諸司教が発給した確認状が知られているからである。K. H. デブスはこれら一連の司教の証書の、ほぼ同一内容のテクストを復元している²³。とすれば、これまでの所見全体を総合して、クロドベルトゥス以前に或る司教がサン=マルタンへの特権賦与を初めて行い、実はクロドベルトゥスは司教就任に際

してこれを確認しただけであるという可能性を直ちに却ける理由は無いのである。

ここで少し観点を変えて、サン=マルタン修道院の司教支配からの自立の経緯を、議論を進めるのに必要な限りで簡単に見ておこう。この問題について、一般的ではあるが全体の関連を示してくれる史料として、クロヴィス2世の妃でアングロ=サクソン人奴隸出身の聖女バルティルドの伝記がある。『聖バルティルド伝』第9章は650年頃の事跡を指すとされるが²⁴、そこには王妃が司教、修道院長に書簡を送り、「聖なる」戒律に基づいて修道士が生活すべき *seniores basilicae* として Dionisius, Germanus, Medardus, Petrus, Anianus, Martinus の六つを、その守護聖人名のみで列挙している²⁵。この六バシリカが具体的にどの修道院に該当するのかは、Germanus の場合を除けば諸家の見解はほぼ一致をみていると言って良いであろう。すなわち Dionisius はパリのサン=ドニ、Medardus はソワッソンのサン=メダール、Petrus はサンスのサン=ピエール・ル・ヴィフ、Anianus がサン=テニヤン・ドルレアン、Martinus はサン=マルタン・ド・トゥールである。意見の分かれる Germanus は、オーセールのサン=ジェルマンもしくはパリのサン=ジェルマンだが、多くは前者を想定している²⁶。

さてバルティルドの伝記によれば、「至高のキリスト者たる国王の平安のために、修道士たちが神の加護を一層祈るよう、これらのバシリカに特権とインムニテートを与えるよう命じたのであった」²⁷。この六バシリカが偶然に選ばれたとは思われない。これらは613年に成立したクロタール2世の統一王権の軸をなしたネウストリア=ブルグンド王国の首都パリ北郊に位置するサン=ドニを中心にして、この王国の中核領域を取り囲むように配置されている。クロタール政権に一応服属したものの、絶えず分離主義的傾向を示し、敵意を隠さないアウストラシアを念頭に置いた「鎮護国家」の祈念を担う存在として、当初から *seniores basilicae* として特別の地位を占めて來たバシリカ集団であったと推定される^{27bis}。

そのことを示唆する事実として、『偽フレデガリウス年代記』が語る626年の事件が挙げられる。それはブルグントの宮宰として、クロタール2世の統一王権成立に寄与したヴァルナカリウスの息子ゴディヌスに謀反の疑いありとしたクロタールが、史料の言葉を借りるならば前者を伴って、*precipua loca sanctorum* を経巡り、自らに終生の忠誠を聖人の墓に誓わせつつ、その実殺害の場所を探していたというエピソードである²⁸。ここで *precipua loca sanctorum* として年代記作者が挙げているのが、ソワッソンのサン=メダール、パリのサン=ドニ、オルレアンのサン=テニヤン、トゥールのサン=マルタンである²⁹。おそらくパリからオルレアンに向かう途中と思われるが、ゴディヌスはシャルトルの郊外で殺害されている³⁰。

これにすぐ続く叙述の中で、この年代記作者はクロタール2世がブルグント分王国の重臣や貴族を集めて、同王国に宮宰を置かずクロタール自身が直接に支配する体制を取ることを、暗黙の同喝によって承諾させている。ブルグントの前宮宰の息子で有力者であったゴディヌスの謀反の噂も、こうした後の帰結を見るとき、クロタールの謀略であった可能性が高いと言えよう。

ところで王妃バルティルドが、25年後に *seniores basilicae* として特権賦与を管区司教に要請したバシリカが、先に指摘したように六つであったのに対して、ゴディヌスが宣誓のために巡礼を強制された *precipua loca sanctorum* は四つであり、前者の中でサンスのサン=ピエール・ル・ヴィフやオーセールのサン=ジェルマンが欠けている。この二つのバシリカがブルゲント領域に属している事実に注目しなければならない³¹。おそらく626年前半の時点では、ブルゲント分王国はクロタールの支配に完全には統合されていなかったために、この分王国の掣肘下にあった筈の二つのバシリカが除外されていたと思われる。この時点ではまだ六つのバシリカが、いわば「領護国家」祈念のための別格の存在として特殊なグループを形成するに至っていない。ブルゲント分王国のクロタール王権への統合によって初めて、それが出現することとなるのである。

これら有力なバシリカが王家安泰の祈念機能を最大限に充足し、その効験をあらたかならしむるために、既に述べたようにバルティルドは、これらのバシリカの *fratres* が「聖なる戒律のもとに」生活するよう要請したのであった。例えばJ・ゼムラーは律修修道生活のサン=ドニへの導入は、このバルティルドの求めによって初めて実現したのだという議論を、その最近のサン=ドニ研究の中で展開している³²。サン=ドニが真の意味で修道院 (*monasterium*) となるのはこの時であり、現在パピルス文書として原本が残っている、クロヴィス2世が654年にこの修道院に賦与した司教特権 (652年賦与)³³への確認文書は、こうした経過を踏まえたものであるという³⁴。司教特権を与えられ *monasterium* として組織される以前のサン=ドニのバシリカは戒律も持たず、したがって本来の意味では修道士共同体は存在せず、聖人の奇跡力を崇敬し、それに帰依した俗人が *abbas* と呼ばれる差配を中心に共同生活を送る極めて緩やかな組織形態を示すにすぎなかつたのであった³⁵。

仮に前述の『聖バルティルド伝』の証言が事実を伝えており、またゼムラーのサン=ドニ修道院に関する主張が正鵠を射ているとすれば、前記六つのバシリカにはほぼ同時期に特権賦与の要請が王妃によって管区司教に寄せられ、さほど時を措かず諸司教は戒律に基づいて生活する修道士共同体の組織化と、司教支配からの自立特権とを諸バシリカに認めたということになる。このバルティルドの要請、というより命令に抗して、当該司教が特権状の発給を忌避する手だてが殆ど無かったことは、パリ司教ランデリクスがサン=ドニに宛てた特権状の次の文言から明瞭に読み取れる。すなわち… *quia supradicti domni Clodovei regis petitio quasi nobis jussio est, cui difficillimum est resisti …*³⁶ (…上述の王クロヴィス=バルティルドは夫の存命中は、その教会政策を全て夫クロヴィス2世の名前で行なった一のわれわれへの要請は殆ど命令に近かつたので、それに抗するのは困難であった…). このランデリクスの特権状が652年の日付を持っているところから³⁷、ほぼこの時期に諸バシリカへの最初の司教特権が賦与されたと考えるのは、これまで紹介した事実から十分に納得されるように思われる。

ここで議論を本稿の主題であるトゥールのサン=マルタン修道院に戻そう。これまでの説明

から、一連の有力バシリカの一つであるこのロワール川沿いの修道院もまた、当然の事ながらサン=ドニとほぼ同じ頃に司教特権状を獲得し、修道士団の出現を見たと考えねばならないだろう。しかし前に述べたように、これまでの研究は教皇アデオダトゥスによる司教特権の確認が行なわれた674年頃を、サン=マルタンに最初に特権が賦与された時期とみなしてきた³⁸。多少の時間的ズレを考慮するにしても、サン=ドニとの20年近い隔たりは容易には説明がつかない。例えば、トゥール地方は伝統的にアウストラシア分王国に属していたことから、バルティルドの「要請」にもかかわらず、トゥール司教はこれを忌避し得たのだろうか³⁹。もし前述のサン=ドニ宛のクロヴィス2世の確認証書が無かったとしたら、こうした主張を断乎として退けるのに大いに躊躇せざるを得なかつたであろう。しかしこの確認証書のお陰で、われわれは654年6月22日にクロヴィス2世の臨席のもとに、パリ近郊のクリシィの宮廷で聖俗の高位官職担当者を召集し開催された確認の儀式に、当時トゥール司教であったリゴベルトゥスが出席し、かつこの文書確認の副書を行なつた事実を知っているのである⁴⁰。繰り返すが、この文書は羊皮紙の原本としてサン=ドニ修道院に伝来し、現在パリ国立公文書館に収蔵されているが、保存状態は極めて良好で、ここから後代の加筆や改竄の可能性は全く排除されるのだ⁴¹。

そもそもトゥール司教リゴベルトゥスが、『聖バルティルド伝』で述べられている王妃によるあの「抗するのが困難な」特権状賦与の強力な要請を拒否していたとすれば、ただでさえ未だ完全にアウストラシア色を払拭しきれていない司教座の長を、ネウストリアの国王会議に参加させ、あまつさえ国王文書に署名をさせるというのは到底理解しがたい事態という他はない。むしろこれらの所見は、トゥール司教がバルティルドの要請を受けて、654年以前にサン=マルタンのバシリカへの自立特権を賦与していたという想定を促しているように思われる。それゆえにこそトゥール司教にも拘らずネウストリア宮廷での国王会議に召集され、文書への副書まで求められたのである。

しかしこの仮説が蓋然性を持つためには、それではなぜ20年ほど後のクロドベルトゥスの特権賦与状（私見によればそれは、先任者リゴベルトゥスの与えた最初の特権の確認状でしかない）が、あたかもサン=マルタンへの最初のそれの如くみなされて来たのか、その理由が説得的に説明されねばならないだろう。しかしこの点を直接解明するためには、これまでサン=マルタンへの最初の特権状と考えられてきたクロドベルトゥスの文書のテクスト全文が必要であるが、本節の冒頭でも述べたように残念ながらそれは伝来していない⁴²。われわれは、それを確認した教皇アデオダトゥスの確認状に部分的に収録されたとおぼしき措置部を知っているにすぎない。どのような動機で、またいかなる経過でクロドベルトゥスが「特権状」を発給することになったのかは、当該文書を一連の事態の中に位置付ける文言を記した前文や冒頭定式が欠けていて、事実に即して分析することが不可能なのである。従ってこの点でも、関連する様々な事実を渉猟しての所見の総合・推論という間接的方法による他はないが、この面での更に立ち入った検討は別稿に譲ることにして、ここでは差当り以下のようないわゆる推論を述べるに止めよ

う。すなわちクロドベルトゥスが発給した「特権状」が、当時のガリアの修道院のものとして例外的に教皇の確認を受けるという幸運を得、より大きな法的拳証能力と通用力とを保証されたために、爾後歴代のサン=マルタン修道院院長が好んでクロドベルトゥスの特権状をあたかも最初のそれの如く確認の対象として提示し、リゴベルトゥスが最初に特権状を賦与した事実が忘れ去られたのだと。

こうした動きの中心にあった司教クロドベルトゥスその人をめぐっての考察に入る前に、戒律生活のサン=マルタンへの導入がどのような経済的連関を内包していたかを、ごく簡単に見ておこう。

ここで問題になるのは一体いかなる戒律が導入されたかという問題であるが、通説によれば6世紀末にコロンバヌスが大陸に伝えた厳格なアイルランド戒律を、ベネディクト戒律で緩和したいわゆる混合戒律と称されるものがそれである⁴³。最近の論文でA・ディルケンスは、この時期のアイルランド、イングランドの宗教的・文化的影響の大陸への浸透という一般的な現象を認めながらも、修道戒律という伝統的要素について安易に考えることを戒め、ベネディクト戒律その他旧来のガリアの修道戒律が、意外に根強く存続している点を強調している⁴⁴。だがこうした主張を考慮に入れてもなお、前記六つの*seniores basilicae*に関しては混合戒律採用の可能性が高い。ここでは詳論しないが、少なくともトゥールのサン=マルタン修道院については、アイルランド修道制に特徴的な痕跡が幾つか認められる⁴⁵。

ところで混合戒律の典礼上の特徴は、連禱（laus perennis）と呼ばれる聖務の存在で、これは修道士が昼夜を分かたず絶えず詩編を交替で唱い続けることを要請する⁴⁶。この務めが怠り無く実施されるためには、この戒律を採用した修道院は相当数の修道士を必要とすることになる。実際この時期 laus perennis を実践した修道院は、これまでになく多数の修道士、もしくは修道女を抱え、施設も一気に拡大されたと推定される。幾つかの事例から見て修道士は常時300人ほどを数えたが⁴⁷、これだけの人数を給養するための財政的基盤を所領寄進やインムニテート賦与を通じて保証してやる必要が王権の側にあったのだ。『聖バルティルド伝』は第9章において、王妃が「これらのバシリカに特権とインムニテートを与えるよう命じた」事實を語っているが⁴⁸、インムニテート賦与について言えば、それはこのような新たな修道形態を可能ならしむるために必須の要素であったと言えよう。

2.2. トゥール司教クロドベルトゥスの司教在位期・出自・経歴

サン=マルタン修道院の自立特権の最初の賦与者に擬せられたとわれわれが考えるクロドベルトゥスの時代に、トゥールの司教座と同修道院とを取り巻く状況に大きな変化の波が押し寄せつつあったことは、サン=マルタンの院長アイゲリクスが教皇によって特権状を確認して貰うためにわざわざローマまで赴いたことに表れている⁴⁹。リゴベルトゥスの特権賦与によって

律修道士の共同体を組織することを求められたサン=マルタンは、クロドベルトゥスの司教座のもとでようやく自立特権の内実に相応しい体制を固めつつあったと思われる。修道士共同体の宗教的・靈的側面での組織化ばかりでなく、その物質的基盤の整備も劣らず重要であったのだ。

さてこのクロドベルトゥスの人物同定はこれまで余り試みられることが無かったが、司教在位期確定の作業に関して言えば、一応の通説らしき見解がある。まずこのほうから見ていく。

中世初期のサン=マルタン関係文書について最も徹底した検討を行なった最近の業績⁵⁰といっても20年ほど経過しているが、これまでたびたび参照して来たK. H. デブスの研究であるが、彼はクロドベルトゥスの司教在位期間についてP. ガナーの結論をそのまま踏襲している⁵¹。それによればクロドベルトゥスは659年にトゥール司教に就き、674年におそらくはその死去によって職を退いている⁵²。司教としての在職期間は15年である。この15年という数字の根拠は、紀元千年以前のガリアの全司教座の司教カタログを作ったL. デュシェーヌの『古ガリア歴代司教録』(Fastes épiscopaux de l'ancienne Gaule)のトゥール司教座のところで、デュシェーヌが提示した古い司教リストの写本である⁵³。トゥール司教グレゴリウスの『歴史十書』末尾のグレゴリウス自身の司教叙任までの詳細なリストからも窺われるよう、少なくとも6世紀までは、トゥールにおいてもローマの司教座のリストである『Liber pontificalis』に倣って、何年、何ヶ月、何日という具合に、日単位まで記した詳細なリストを作成するのが慣例となっていたと推測される⁵⁴。

ところが7世紀に入るところが途絶してしまう。デュシェーヌがトゥールの大司教管区に属するヴァンドームやアンジェ、カンペルレなどのカルテュレール、あるいはトゥールの司教座教会に残された写本から拾いだしたリストは、全て11、12世紀に属している⁵⁵。またクロドベルトゥスの司教在職期間についても、先に挙げた15年というキリの良い数字の他に、例えばカンペルレのそれでは15年と11ヶ月⁵⁶、『トゥール大年代記』(12世紀)のそれでは25年2ヶ月となっている⁵⁷。数字を異にするこれらの所見全体をデュシェーヌは総合して、グレゴリウス以後の歴代司教の在職期間を試論的に提示したのであった⁵⁸。ガナーの各司教在職期間の比定は、これを下敷きにしている⁵⁹。

ガナーの算定の基準となったのは、先に引用した654年のサン=ドニ宛のクロヴィス2世の確認証書に登場しているリゴベルトゥスであった。デュシェーヌによればこの人物の司教在職は2年間であるから⁶⁰、まず最小限度の誤差をもって653-654年もしくは654-655年という在職期が推定できる。続くパッポレヌスは5年と2ヶ月が在職期間とされているから⁶¹、その在職年は654-658年あるいは655-659年に比定されよう。そしてクロドベルトゥスの場合だが、これはデュシェーヌのリストでは15年と11ヶ月だから⁶²、前任者パッポレヌスの端数2ヶ月とこの11ヶ月とを合わせて、1年ほどそれぞれずらして659-673年、あるいは660-674年が在職期間とされる。ガナーは後者の数字を採用したのであった。これらの年代比定は、ひとえに写本

によって異なる数字を示すデータをふるい分けたデュシェーヌの「判断」に依拠している。この事実を確認しておかねばならない。

さてそれではクロドベルトゥスはいかなる来歴の人物であったのか。この問題を考える手がかりとなる極めてユニークな史料がある。それは665年以後にパリの司教となったインポルトゥヌスなる人物⁶²とこのクロドベルトゥスとの間に交わされた一連の往復書簡である。往復書簡とはいながらその内実はあけすけな非難中傷の応酬であり、その激しさと俗語的表現の多さゆえに、歴史家のみならず文献学者や言語学者の間で夙に有名な史料である⁶³。これらの書簡はサンス書式集のある写本に収録されて伝來したものである⁶⁴。その真正性については、『モヌメンタ・ゲルマニアエ・ヒストリカ』版の書式集の編者であるK. ツォイマーや、先に名前を挙げたデュシェーヌなどは偽書説をとったが、その後の研究者たち、例えばL. ルヴィラン、W. レヴィゾン、L. デュプラらは、少なくとも歴史的事実を盛り込んだものと見ている⁶⁵。

全体の5通の書簡から成るこの往復書簡の中で、歴史的事実と関連する固有名詞（人名、地名）が登場するのは最初の2通の書簡である。最初の書簡はトゥール司教クロドベルトゥスがパリ司教インポルトゥヌスに対して、後者が送ってくれた穀物の品質の悪さを激しく糾弾する内容で、第二書簡は今度はパリ司教がトゥール司教の非難の言葉に激して、その旧状を暴く内容となっている。

この第二書簡においてクロドベルトゥスの恥すべき行状として非難されているのは、この人物がシギベルト3世（634–656）治下のアウストラシア宮廷を訪れた際に犯した、宮宰グリモアルド⁶⁶の妻との不義密通である。書簡の文面から判断して、クロドベルトゥスはトゥール司教として赴任した折に、グリモアルドの妻を伴ってトゥールに到来し、彼女をトゥールのさる女子修道院に住まわせたようである⁶⁷。この修道院を同定するための守護聖人名は、書簡伝來の過程で意図的に削除されたと推定される⁶⁸。

さてこうした経過から、クロドベルトゥスはトゥール司教に叙任される以前には、おそらくパリのネウストリア宮廷で高位の官職担当者として活躍していた人物と見て間違いないであろう。このような条件を考慮しつつ同時代の同名の人物を追求すると、サン=ヴァンドリュー修道院長を経てリヨン司教となったラントベルトゥスの伝記の中で、彼の母方の叔父で、クロタール3世（657–673）の宮廷でreferendarius（文書局長）を務めたHrotbertusなる人物が浮び上がる⁶⁹。H. ブレスラウはメロヴィンガー国王文書局についての考察の中で、このレフェレンダリウス・クロドベルトゥスの一族が、ダゴベルト1世の時代から約1世紀間にわたって、代々ネウストリア宮廷の文書局を統轄する門閥であったとしている⁷⁰。そしてブレスラウはさらに論を進めて、630年頃ダゴベルト1世のレフェレンダリウスであったクロドベルトゥスをパリもしくはトゥール司教としている⁷¹。このパリ司教クロドベルトゥスは、650年代末から60年代初めにかけて王妃バルティルドの片腕として活躍した人で、時代的に重なり、同名という事もあって、トゥール司教のクロドベルトゥスの事跡を辿る上で大いに障害となる厄介な存在

である⁷²。だが私見によればダゴベルト1世期の宮廷勤務ということで、いささか年長に過ぎるくらいがあり、また後に述べるようにトゥール司教クロドベルトゥスがまだ世俗人として宮廷にあった時分に、既にパリ司教となった人物であるようだ⁷³。

プレスラウがクロドベルトゥス一門として挙げ、クロタール3世のレフェレンダリウスとして登場する Hrotbertus こそが後のトゥール司教であったと推定するのが K. F. ヴェルナーである⁷⁴。ヴェルナーはこのクロドベルトゥスこそ、後にロワール中流域に支配圏を形成したロベール一門の祖であったとしている⁷⁵。

この二人目の Hrotbertus は先に言及した『聖ラントベルトゥス伝』と、同じくサン=ヴァンドリュ修道院長でルーアン司教となったアンスベルトゥスの伝記にも姿を見せる⁷⁶。両方の記述を総合すると、このクロドベルトゥスはネウストリアのテルアンヌ（ブローニュ）地方出身門閥に属し、兄弟の Haltbertus とともにクロタール3世の宮廷で重きをなしたようである⁷⁷。この人物は『聖ラントベルトゥス伝』ではレフェレンダリウスとされているが、『聖アンスベルトゥス伝』では国王印璽の保持者と表現されている⁷⁸。

ディジョン近くのベエズ (Bèze) 修道院の年代記に収録されている、663年のものと推定される或る嘆願書の名宛人として、3人の宮宰の名前が挙げられていて、その中にクロドベルトゥスが見えることから、彼はネウストリア宮宰の地位まで昇進したようである⁷⁹。

この頃ネウストリアにおける既存の権力関係を根底から覆すような、大きな政変が起こった⁸⁰。幼王クロタール3世を摂政として庇護しつつ、絶大な権力を掌握して君臨していたバルティルドの失脚と、彼女のシェル修道院への幽閉という事件がそれである⁸¹。それは664年9月と665年8月の間に生じたと思われる。これら二つの日付は、国王証書にバルティルドの名前が登場する最後のものと、クロタール3世が単独で姿を現わす最初のそれである⁸²。この間にバルティルドの失脚があったと考えるのが妥当であろう⁸³。

この政変はバルティルドとともにネウストリア政界を牛耳って来たエプロインのクー・データーとでも称すべきものであった⁸⁴。『聖ラントベルトゥス伝』は、聖人伝としては例外的に年代的与件を付して次のように述べている。「前述の王（クロタール3世）の治世8年に、国王の戦士団が悪しき企みによって消え失せ、鉄の剣は奪われ…」⁸⁵と、曖昧な表現ではあるが王権の実力的基礎が無力化された事実を物語っている。クロタール3世の治世8年というのが664年なのである。

このエプロインの権力奪取によって、当時宮廷に仕えていたラントベルトゥスは半ば追放されるようにして、サン=ヴァンドリュ修道院に修道士として入ることとなる⁸⁶。そして彼の母方の叔父 Haltbertus もラントベルトゥスに続くのである⁸⁷。これに対して、われわれが後にトゥール司教となった人物として想定したもう一人の叔父クロドベルトゥスについては全く言及が無い。もし先の663年のベエズ修道院に伝わる証書で宮宰と呼ばれているクロドベルトゥスがその人であるとすれば、エプロインの権力掌握後にその地位に止まるわけにはいかなかった

であろう。王権を無力化し宮宰として全権を手中にしたエプロインが、クロドベルトゥスを後者がもともと勢力基盤を有するネウストリアに止めず、ここ数十年来ネウストリア王権の影響下にはあるものの、本来オーストラリア分王国に属していたトゥール司教座に体よく追放したとすれば、それには十分な理由があったのだ。

前に紹介した往復書簡に見えるよう、クロドベルトゥスとパリ司教インポルトゥヌスとの常軌を逸した悪罵の投げ合いも、こうした政治的党派抗争という要素を勘案すれば納得出来るところがある。というのは、パリ司教インポルトゥヌスの前任者シゴブランドゥスは、摂政バルティルドの命令で殺害されたのであり、そもそもこの事件がバルティルド失脚の原因であった⁸⁸。そうであるとすれば、バルティルド失脚後にパリ司教に就任したと推定されるインポルトゥヌスは反バルティルドの立場に立つ人物と考えるべきで、バルティルドのもとで宫廷に君臨したクロドベルトゥスに対して好ましい感情を持つ筈が無いからである。

前述の書簡の中でインポルトゥヌスはグリモアルドの名前を挙げていた⁸⁹。周知のようにグリモアルドはカロリング一家の祖先となるオーストラシア宮宰ピピン1世の息子であり、メップスのシギベルト3世の宫廷で、父と同じく宮宰として大いに力を揮った人物である⁹⁰。彼は656年のシギベルトの死に際して、王位継承者であった幼いダゴベルト2世をアイルランドに追放して、自らの息子をキルデベルトと改名してオーストラシアの王位に就けたのであった⁹¹。E.エヴィッヒはグリモアルドによるダゴベルト2世の追放はネウストリア王権、すなわちバルティルドの後押しを受けたものと見ている⁹²。ネウストリア側の誤算は、ダゴベルト2世の追放後オーストラシアをネウストリアの王権に統合し、宮宰を置くことでその政治的自立への欲求を満たそうと目論んだのに対して、グリモアルドが自分の息子を王位に即けたことであった⁹³。

しかしグリモアルドの政権はシギベルトの寡婦キムネキルデとヴェルダン地方の有力貴族バルフォアルドゥスを中心とするオーストラシア内部の貴族勢力と、ネウストリアの軍事行動とに夾撃され、662年に崩壊する。グリモアルドゥスと息子のキルデベルトゥスはパリに引立てられ、獄に繋がれた後処刑された⁹⁴。パリの宫廷サークル及びその周辺からエプロインによって登用されたと推定されるインポルトゥヌスは、あるいは囚われのグリモアルドゥスと言葉を交わしたのかも知れない。ネウストリア王権の敵手であった人物に対するにしては、書簡の中での彼言葉には、後者への同情の思いが過ぎるように思われるからである⁹⁵。それはともかく、クロドベルトゥスは665年頃トゥール司教に叙任された。そしてインポルトゥヌスの主張によれば、その際トゥール地方に呼び寄せたであろう自分の従者たちに守られたグリモアルドの妻をトゥールの或る女子修道院に入れたのであった⁹⁶。

クロドベルトゥスの後継者はベルトゥスだが、この人物が最初に登場するのは、エプロインの敵手として奮闘したオータン司教レウデガリウスの移葬記の中にあり、それは680年頃の事跡である⁹⁷。結論的に言えば、トゥール司教クロドベルトゥスの在任期は665年から680年というのが私の考え方である。

この間672年と676年のあいだの何れかの年には、665年の司教就任直後に確認したと思われるサン=マルタン修道院宛の特権状を、教皇アデオダトゥスに更に確認して貰おうとする院長 Aygericus の計画を、アデオダトゥス文書の言葉を借りれば督励さえしている (… commendationemque fratris nostri Crotperi, Turonicae Ecclesiae praesulis ...)⁹⁸。

ここでサン=マルタンの院長 Aygericus がクロドベルトゥスによって確認を受けた直後ではなく、暫く後の中途半端な時期になぜローマに赴いたかが問題となろう。その理由として、ネウストリアは言うに及ばず、アウストラシアまで含んだフランク王国の聖俗両界全体で、半世紀にわたって重鎮として重きを成してきたルーアン司教アウドイス⁹⁹のローマ巡礼との関係が挙げ得るのではないかと私は考える。というのもアウドイスが著わした『聖エリギウス伝』に付された著者自身の書簡から、トゥール司教クロドベルトゥスとアウドイスとの間に個人的な交流があったのは明らかであり¹⁰⁰、そして672年頃とされる¹⁰¹アウドイスのローマ行とサン=マルタン院長 Aygericus のローマ行との間に関連があるとすれば、先の commendationemque fratris nostri Crotperi なる教皇文書の一節は、まさしく現実的な意味を持つことになるからである。しかしこれはアウドイスの手による『聖エリギウス伝』の完成が何時であるかという、まだ完全に決着のついていない問題が深く関わっており¹⁰²、詳細な検討が必要である。

2.3. トゥール司教座と文書世界

6世紀の公会議決議は、幾度か教会の文書保存の役割について注意を喚起している。第3回のパリ公会議（556—573年）は、司教が一面では *custodes cartarum* と呼ばれ、教会文書全体に対する管理責任が課せられていた事実を明らかにしている¹⁰³。6世紀末の時点でのトゥール司教座における文書の管理は、十分に行き届いていたと思われる。その一端は、先に指摘したグレゴリウスの時代までの歴代司教リストの完璧さ、及びグレゴリウスが歴史記述に際して利用したと推定されるトゥール司教座に関わる文書の多様性から窺われる¹⁰⁴。グレゴリウスの身辺には絶えず何人かの *notarius*（書記）があり、かれの歴史作品の口述を筆記したり、『歴史十書』で触れられている王妃インゴベルガの事例からも分かるように、教会への寄進を希望する者のための寄進状を作成してやったりした¹⁰⁵。

だが7世紀に入ると、トゥール司教座は突如として文書世界との関わりを失ってゆく。グレゴリウスの『歴史十書』の後を承けてフランク王国の歴史を書き継いだのが、ブルゲント人と推定されるフレデガリウスや¹⁰⁶、ネウストリア人とみられる『Liber Historiae Francorum』の著者であったのは¹⁰⁷この点を象徴的に示している。

6世紀末、7世紀初頭のこのようなトゥール司教座の文書作成活動及び管理能力の低下は、この司教座の置かれた著しく不安定な状況に起因しているようだ。クロタール2世、テウデリスク2世、テオデベルト2世らの三つ巴の抗争が、クロタールの統治するネウストリア王国の

勝利に終わったとき、オーストラシアの飛領地として、本来帰属すべきメップの宮廷よりも、地理的にはネウストリア宮廷の所在地パリに近いトゥールは微妙な立場に置かれた¹⁰⁸。614年パリで開催されたクロタール統一王権の門出となる公会議に、トゥール司教はメップ司教とともに姿を見せない数少ない一人である。私は以前、クロタール2世の有力な支持者としてこの動乱の時期に活躍したネウストリア政界の大立者ル・マン司教ベルトラムヌスが、614年の時点でトゥール司教を兼ていたのではないか、この司教座はベルトラムヌスによって代表され、そのために独自の司教として名を連ねていないのではないかという仮説を提示したことがある¹⁰⁹。

また614年直後も、トゥールの三人の司教の在職期間はそれぞれ3年、1年、2年というように、他の時期の諸司教のそれに比較して著しく短い¹¹⁰。その理由を明らかにしうる史料は無いが、それが単なる偶然でないとすれば、ネウストリア王権とオーストラシア王権とのトゥール司教座をめぐる「網引き」が、その背後の事情としてあるいは想定しうるかも知れない。いずれにせよ、こうした状況は司教座に関わる諸業務の正常な遂行と、入念な管理にとって決して好ましい条件とは言えない。司教を中心とする文書作成・管理機能の低下が予想されるのである。

しかしながら、だからと言って司教の文書作成が完全に無くなつたわけではない。『聖エリギウス伝』の1書32章は、ダゴベルト1世の治世の事として、この国王がサン=マルタン修道院に、この地域から国王にもたらされる貢租収入を賦与した事實を以下のように記している。

「聖証人マルティヌスへの崇敬から、エリギウスの懇願もあって、国王ダゴベルトは王の収入として支払われるものを全て同教会に賦与し、証書によって確認した。教会が貢租の権利を完全に取得したればこそ、今日に至るまで、この都市では司教の文書によって伯（comes）が任命されるのである」¹¹¹。ここから権利の確認や任命状の如き、単発的な文書発給が行なわれ続けた事実が知られる。

ところで上記の引用箇所は更に大きな問題を投げかける。すなわちサン=マルタン修道院への貢租徵収権の賦与は、当然のことながら実質的にこれを行なう司教への貢租賦課台帳その他の一件書類の引渡しを伴ったと思われるが、果たしてこれが契機となって司教座文書局の再活性化が計られたのであろうか。あるいはダゴベルトの放棄した権利は、そもそも著しく内実を欠いた形式的なものに過ぎず、司教座の文書による収入管理の活動を何ら刺激するものではなかったのであろうか¹¹²。ダゴベルト1世の治世直後のトゥール司教座の文書作成活動をうらなう史料が全く無いので、残念ながらこの設問には正面から答えることは出来ない。

ただ司教座文書局ではないが、どうやら可能性が高いのはサン=マルタン修道院の現時点における最古の作成文書とされる貢租徵収の実務文書¹¹³が、6世紀以前から証明されている¹¹⁴トゥール司教座の文書局の伝統とは異なる系統に属するらしいという事実である。具体的に言えば、その実務文書で用いられているメロヴィング草書体と称される書体や、リガチュールと呼ばれる連結文字の特徴、そしてティロニアン・ノートと名付けられている速記文字の使用など¹¹⁵、多くの書体学的特徴がサン=マルタン修道院書写室（スクリプトリウム）への、ネウストリア

国王文書局の影響示しているのである¹¹⁶。この現象は、トゥール司教座がダゴベルトのもとで貢租徵収のための一件書類をネウストリア宮廷から引き継いだという事実では全く説明出来ない。より直接的な要因、例えば国王文書局の文書作成者の単独もしくは集団でのトゥールへの移動という事態を想定しなければ十分に説明のつかない現象なのである。

D・ガンツは最近ティロニアン・ノートを手がかりとして、7世紀後半のメロヴィンガー宮廷文書局の問題を論じたが、その中で690年代の国王文書局の組織としての最終的解体と、ここで実践されていた文書作成に関する技術や人材の各地の司教座及び修道院への流出を主張している¹¹⁷。おそらく国王文書局の決定的解体以前から、宮廷の文書局の人材の教会・修道院への移動は始まっていたと見るべきであろう。かつてネウストリア宮廷の文書局の最高責任者として「王の印璽を保持していた」クロドベルトゥスが、この面でトゥール司教座においてどのような寄与を果たしたかは、具体的には知られていない。だが一般的な想定としては、この人物が司教座聖堂教会及び、とりわけサン=マルタン修道院のこの面での組織化、活性化へ何ほどか貢献したことは容易に推測される。こうした点を考慮するとき、最近L・クヘンブッフが帝政末期ローマの課税原簿とカロリング期のポリプティックとを繋ぐ「ミッシング・リンク」として位置付けた¹¹⁸、680年頃の作成と推定される上述のサン=マルタン実務文書に、国王貢租徵収のための文書業務を担った筈の国王文書局の実際の寄与、あるいは影響などが、書体や速記文字以外に実務台帳の作製手続や形式、あるいは賦課原則や徵収内容などの面で読み取れなかいか、等々の検討は極めて重要な課題となろう。

3 おわりに

周知のようにカロリング期の所領明細帳（ポリプティック）は、莊園領主としての修道院がいかに巨大な存在であったかを雄弁に証言している。仮に幾つかのポリプティックに現われるような独特な所領構造をもった所謂古典莊園と呼ばれるような形態が、この時代の所領経営の方式としてどれほどの量的比重を占めたかという点には異論があるにしても、これら巨大莊園領主が、8、9世紀西欧の農業生産、商品、貨幣流通、識字文化の展開、政治過程そして社会編成にいたる様々の面で、広範で奥深い影響を当時の社会に及ぼした事実は疑い得ないのである。

ところでこれらの巨大な規模の所領を有する修道院は、その所領及びその他の財産を修道院が建設された当初から自律的に経営・管理して来たわけではない。修道院財産の管理に関して、教会法上は管区の司教にその権限が帰属していたのであった。こうした体制に変化が生じ始めるのは、7世紀初頭のコロンバヌスの刷新運動がガリアで顕著な展開を示して以後であり、そして在俗教会の聖職者よりも修道士の祈禱機能により多くのものを見いだした摂政バルティルドの時代に、インミニテートを与えられつつ修道院の司教支配からの自立はピークを迎えたと思われる。従って、フランク王国の多くの有力修道院にとって特に所領形成の観点から見た場

合、7世紀後半が歴史的原点となるのである¹¹⁹。

トゥールのサン=マルタン修道院で作成された現存する貢租徵収用の実務文書の断片が、まさしくこの転換期に生み出されたものであり、またわれわれの推定が正しければ、この変革の時代にトゥール司教となったクロドベルトゥスがたまたま国王文書局の長官であったことは、偶然とはいえ結果的にこうして組織化されたサン=マルタン修道院が、人材を含めての一定の技術的手段を獲得しつつ、組織として著しく弱体化していた宮廷がこれまで担ってきた「公的」機能を継承するという事態を作り出したように思われるのである。

[註]

- (1) こうした見解も最も明快に示している研究として、世良晃志郎「フランク時代の貴族と土地所有」久保正幡編『中世の自由と国家』上巻所収 1963年 創文社。のみを挙げておく。
- (2) H. ミッタイス著・世良晃志郎訳『ドイツ法制史概説』第4版 1966年 創文社。97頁参照。
- (3) Ed. James, *The origins of France. From Clovis to the Capetians, 500–1000*. Hounds mills / London 1982, p. 140–41 参照。
- (4) *Ibid.* ; P. Fouracre, Merovingians, Mayors of the palace and the notion of a 'low-born' Ebroin, in *Bulletin of the Institute of Historical Research*. (University of London) Vol. LVII, n. 135, May 1984, p. 1–14 参照。
- (5) Fouracre, *ibid.* p. 2–3
- (6) 佐藤彰一「ル・マン司教ベルトラムヌスの遺言状（616年）—ある聖界貴族を通して見たフランク社会（1）—」『名古屋大学文学部研究論集CI・史学34』1988年, 139–79頁 参照。
- (7) フォレイクリイは、クロタール2世がその強力な統一的支配を行なうために以下の三つの手段を取ったとしている。① dux（大公）を広域的な権力執行者として活用したこと。② 様々な領域に根を張り、傍系を含めて親族・姻戚関係のネットワークを持つ貴族門閥を地方勢力の王権への統合の手段としたこと。③ パリに单一化された極めて求心性に富んだ国王宮廷の編成。*op. cit.* p. 3–4 参照。
- (8) *Ibid.* p. 4.
- (9) 基本文献として F. Prinz, *Frühes Mönchtum im Frankenreich. Kultur und Gesellschaft in Gallien, den Rheinlanden und Bayern am Beispiel der monastischen Entwicklung (4. bis 8. Jahrhundert)*, München / Wien 1965. 特に p. 121–85. また最近の動向として *Colombanii and Merovingian monasticism*, ed. by H. B. Clark / M. Brennan, Oxford 1981. に収録されている諸論文参照。
- (10) Prinz, *op. cit.* p. 121–51 参照。
- (11) 前掲のプリンツによって代表されるこうした見方に対して、批判的な視点を打ち出した最近の研究として A. Dierkens, *Prolégomènes à une histoire des relations culturelles entre les îles britanniques et le continent pendant le Haut Moyen Âge. La diffusion du monachisme dit colombanien ou iro-franc dans quelques monastères de la région parisienne au VII^e siècle et la politique religieuse de la reine Bathilde*. in *La Neustrie. Les pays au nord de la Loire de 650 à 850*. éd. par H. Atsma, 2 vols, Sigmaringen 1989, t. 2, p. 388 参照。
- (12) H. Frank, *Die Klosterbischöfe des Frankenreichs*, Münster 1932, p. 3–4; *Les canons des conciles mérovingiens (VI^e–V^e siècles)*, éd. et trad. par J. Gaudemet / B. Basdevant, Paris 1989, t. 1, p. 82–83, 106–107 et 110–111; O. Pontal, *Histoire des conciles mérovingiens*, Paris 1989. p. 53 et 66 参照。
- (13) *Vitae Columbani abbatis auctore Jona*, lib. 1, c. 26, in *M. G. H. SS. r. Mero.* t. 3, p. 99–100 参照。

ブルグンドファロについては *Lexikon des Mittelalters*, II/5, col. 1098–99 の H. Ebling の叙述、またその父カケネリクス一門についての最近の論考として M. Weidemann, Adelsfamilien im Chlotharreich. Verwandtschaftliche Beziehungen der fränkischen Aristocratie im I. Drittelpunkt des 7. Jahrhunderts, in *Francia*, Bd. 15 (1987), p. 829–51 参照。

- (14) エヴィヒによれば小特権は以下の 8 点から成る。①修道院領の安堵 ②管区内司教による無償での祭壇聖別と聖油の祝別 ③喜捨の修道院への引渡し ④修道士仲間による院長の自由選出と管区内司教による無償での院長叙任、及び修道院内の修道士の聖別 ⑤修道院財産及び修道院に帰属する者への司教権力関与の排除と司教からの munera 要求の拒絶 ⑥司教の修道院内立ち入り禁止 ⑦修道院長による戒律遵守の監督 ⑧ libertas の保証。大特権と呼ばれるものは、これにただ一つの要素、すなわち聖別、叙品活動を行なう修道院固有の司教の保証が加わるに過ぎない。だがこの修道院司教の擁立によって、管区内司教権力の排除が名実ともに完成し、その点で非常に大きな意義を有する要素である。E. Ewig, Beobachtungen zu den Klosterprivilegien des 7. und frühen 8. Jahrhunderts, in id. *Spätantikes und fränkisches Gallien. Gesammelte Schriften.* (1952–1973), hrsg. H. Atsma, München 1979, p. 418–24 参照。小論ながら教皇権と修道院特権についての関係を論じた包括的研究として H. H. Anton, *Studien zu den Klosterprivilegien der Päpste im frühen Mittelalter*, Berlin/New-York 1975 を参照。
- (15) 修道院司教についての最も包括的研究は A. Frank (註12参照) の著書である。特にこの制度の沿革については同書 p. 3–12 参照。
- (16) この問題を扱った最新の研究として L. Kuchenbuch, Die Klostergrundherrschaft im frühmittelalter. Eine Zwischenbilanz, in *Herrschaft und Kirche. Beiträge zur Entstehung und Wirkungsweise episcopaler und monastischer Organisationsformen* hrsg. F. Prinz, Stuttgart 1988, p. 297–343 のみを挙げておく。
- (17) Ch. Lelong, *La basilique de Saint-Martin de Tours*, Tours 1986, p. 16
- (18) L. Pietri, Le pèrelinage martinien de Tours à l'époque de l'évêque Grégoire de Tours, in *Gregorio di Tours. Atti del XII Convegno del Centro di studi della spiritualità medievale*, Todi 1977, p. 92–139 参照。奇跡による治癒者聖マルティヌスについては、C. Stancliffe, *St. Martin and his Hagiographer. History and Miracle in Sulpicius Severus*, Oxford 1983, p. 228–61; 佐藤彰一「後期古代社会における聖人・司教・民衆」『西洋史論叢(早大)』第 5 号(1983 年) p. 1–14; A. Rousselle, *Croire et Guérir. La foi en Gaule dans l'Antiquité tardive*, Paris 1990. p. 109–69 参照。
- (19) メロヴィング期のサン=マルタン修道院に関する文書所見については K. H. Debus, Studien zu merowingischen Urkunden und Briefen. Untersuchungen und Texte. Zweiter Teil, in *Archiv für Diplomatik*, Bd. 14, 1986, p. 7–51 参照。
- (20) Ibid, p. 17–18; Formulae collectionis sancti Dionysii n° 2, in M. G. H. Formulaet. 1, p. 496–98 参照。最近修道院特権状の書式を教皇庁文書局の書式との関係で検討した論考として H. H. Anton, Der Liber Diurnus in angeblichen und verfälschten Papstprivilegien des früheren Mittelalters, in *Fälschungen im Mittelalter*, "M. G. H. Schriften", Bd. 33/III, Hannover 1988, p. 115–42 がある。
- (21) J. M. Pardessus, *Diplomata, chartae, epistolae, leges, réimp. Aalen 1969*, t. 2, n° CCCLXXIV, p. 163–64.
- (22) アデオダトゥスの確認状にはその種の情報盛り込まれていない。Formulae, n° 2, op. cit. p. 496–98 参照。
- (23) Debus (註19), p. 124–32 参照。
- (24) S. Sato, Chrudebert concéda-t-il le premier privilège épiscopal pour Saint-Martin de Tours? Une problématique méconnue. in *Haut Moyen-Age. Culture, éducation et société. Études offertes à Pierre*

Riché, Paris-Nanterre 1990, p. 173 参照。

- (25) *Vita Balthildis*, recensio A. c. 9, in *M. G. H. SS. r. Mero*, t. 2, p. 493.
- (26) Prinz (註9), p. 293; Ewig(註14), p. 421. これにたいして dom J. Dubois, Sainte Balthilde vers 625–680, reine de France 641–655, fondatrice de l'abbaye de Chelles, in *Paris et Ile-de-France, Mémoires*, 32, 2981. p. 22–23 は、Germanusに関してパリのSt.-Germain-des-Prés説をとっている。しかし J. Semmler, Episcopi potestas und karolingische Klosterpolitik, in *Mönchtum, Episkopat und Adel zur Grundungszeit des Klosters Reichenau "Vorträge und Forschungen XX"*, Sigmaringen 1974, p. 351, n. 18 はこの修道院の守護聖人名が682年以前はSt-Croix et St-Vincentであった事実を理由にその可能性は全くありえなかったとしている。しかし『聖バルティルド伝』が書かれたのが682年以後と思われる所以、ゼムラーの議論は決定的とは言えない。
- (27) "Et ut hoc libenter adquiescerent, privilegium eis firmare iussit, vel etiam emunitates concessit, ut melius eis delectaret pro rege et pace summi regis Christi clementiam exorare." in *Vita Balthildis*, recensio A. c. 9, op. cit. p. 493–94.
- (27^{ns}) 679年のテウデリクス3世の証書には、宮廷礼拝堂に聖マルティヌスの聖遺物であるマントの言及が見られ、また『Liber Historiae Francorum』にはクロヴィス2世が聖ディオニシウスの遺骸の腕の骨を切り取らせた記述が見えるが、その目的が宮廷礼拝堂の聖遺物の充実にあったことは容易に推測される。六つのバシリカの守護聖人の聖遺物がこの時期宮廷礼拝堂に蒐集されていたとするのは、考え過ぎであろうか。Diplomata imperii, t. 1, n° 49, in *M. G. H. SS. t. 1*, p. 45; *Liber Historiae Francorum*, recensio A. c. 44 in *M. G. H. SS. r. Mero*. t. 2, p. 316 参照。
- (28) Chronicarum quae dicuntur Fredegarii Scholastici Liber IV, c. 54, in *M. G. H. SS. r. Mero*. t. 2, p. 147–48 参照。
- (29) "Godinus iusso Chlotariae per precipua loca sanctorum, domni Medardi Soissionas et domni Dionisis Parisius, ea preventione sacramenta datus adducitur, ut semper Chlotariae deberit esse fidelis ut congruae locus esset repertus, quo pacto separatus a suis intereficeretur. Chramnulfus unus ex procerebus et Valdebertus domesticus dicentes ad Godino, ut Aurilianis in ecclesia sancti Aniani et Thoronos ad limina sancti Martini ipsoque sacramento adhuc impleturus adiret." ibid. p. 147.
- (30) "Quod cum in suburbano Carnotis, Chramnulfo indecante et transmittente, oraprandiae in quedam villola venisset, ibique Ramnulfus et Waldebertus super ipsum cum exercito inruunt eumque interficiunt et..." ibid. p. 147–48.
- (31) F. Cardot, *L'espace et le pouvoir. Étude sur l'Austrasie mérovingienne*, Paris 1987, p. 107–118. とりわけ p. 109 の地図参照。
- (32) J. Semmler, Saint-Denis: Von der bischöfliche Coemeterialbasilika zur königlichen Benediktinerabtei, in *La Neustrie* (註11), t. 2, p. 102–103 参照。
- (33) Pardessus, op. cit. t. 2, n° CCCXX, p. 95–97. ただしゼムラーはその日付を654年としている。Semmler, Saint-Denis (註32) p. 82–87 参照。
- (34) Semmler, ibid.
- (35) *Ibid. p. 101.*
- (36) Pardessus, op. cit. t. 2, p. 96.
- (37) *Ibid.*
- (38) 76ページ参照。
- (39) メロヴィング期を通じてのトゥール地方の政治的境位に関しては、E. Ewigの二本の論文、すなわち *Die fränkischen Teilungen und Teilreiche (516–613)*, 及び *Die fränkische Teilreiche im 7. Jahrhundert (613–714)*, が基本的である。いずれも Ewig, Spätantikes (註14) Bd. 1, p. 114–230

に収録されている。

- (40) *Charta Latinae Antiquiores*, Part. XIII, France 1, n° 558, ed. H. Atsma / J. Vezin, Zürich 1981, p. 36–38.
- (41) リゴベルトゥスとトゥール司教との同定に関しては L. Duchesne, *Fastes épiscopaux de l'ancienne Gaule*, 3 vols. Paris 1907–1915, t. 2, p. 308 参照。
- (42) 興味深いのは、教皇アデオダトゥスからトゥールのサン=マルタン修道院長アイゲリクスにローマで手渡された確認状のテキストが、サン=マルタンに伝来しておらず、パリのサン=ドニ修道院の書式集に収録されているという事実である。両修道院の書写室の緊密な関係を示す現象だが、しかし今問題にしている司教特権状および教皇の確認状賦与の具体的な経過についての確たる示唆は得られない。この点については M. G. 版の編者 K. Zeummer の解説、*Formulae*, op. cit. t. 1, p. 493–94 参照。
- (43) ガリアにおけるその普及についての概観は Prinz, *Frühes Mönchtum* (註 9), p. 263–92 参照。
- (44) Dierkens, *Prolégomènes* (註11) 参照。
- (45) Frank, *Die Klosterbischofe* (註12) 参照。
- (46) *laus perennis* については I. Wood, A prelude to Columbanus: the monastic achievement in the Burgundian territories, in *Colombanus and Merovingian Monasticism*, Oxford 1981, p. 16–17 参照。
- (47) 例えば658／668年に建設され、*laus perennis* を実践した Fécamp のサン=トリニテ女子修道院には366人の修道女が生活していた。Vita Waninge ex alio ms. ejusdem monasterii, AA. SS. Jan. 1, p. 593 参照。
- (48) 註27 参照。
- (49) "Qua ex re, dum ill. religiosus presbyter et abbas monasterii Sancti illius, in quo et venerabilis corpus eius est situm, visendas ex desiderio veniens apostolicas confessiones et atria, nostris se representaret..." *Collectio S. Dionysii*, n° 2, op. cit. p. 497.
- (50) Debus, *Studien* (註19), p. 15–16.
- (51) *Ibid.*
- (52) Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 300 参照。
- (53) Gregorii episcopi Turonensis Historiarum Liber X の末尾に付されたグレゴリウス時代、すなわち 6 世紀末までの歴代司教在職録の部分を参照。
- (54) Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 283–302.
- (55) *Ibid.*
- (56) *Ibid.*
- (57) *Ibid.* p. 300 参照。
- (58) ガノーは推算の根拠は提示していないが、引用したデータを論理的に積み上げてゆくとガノーの数字と一致するところから、同じような操作を行なったことは間違いない。
- (59) Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 300
- (60) *Ibid.*
- (61) *Ibid.*
- (62) 摄政バルティルドの命令で殺害されたとされるシゴブランドゥスが、デュプラの言うように遅くとも665年初頭に司教座に即き、シゴブランドゥスの殺害命令が災いして引退を余儀なくされたバルティルドのシェル修道院への幽閉が665年末以前とするならば、インボルトゥヌスのパリ司教叙任が665年中に実現した可能性がある。L. Dupraz, *Contribution à l'histoire du Regnum Francorum pendant le troisième quart du VII^e siècle (656–680)*, Fribourg (Suisse) 1948, p. 361, n. 4 参照。
- (63) F. Brunhölzl, *Geschichte der lateinischen Literatur des Mittealters*, Bd. 1, München 1975, p. 149 参

照。

- (64) *Formulae Senonenses* に付された Zeumer の解説, *Formulae*, op. cit. t. 1, p. 184 参照。
 (65) Dupraz, *Contribution* (註62), p. 361, n. 2 参照。
 (66) 以下そのテクストと拙訳をかかげる。

1. Indiculum.

Sanctorum meritis beatificando domno et fratri Importune

Domne dulcissime
 Et frater carissime
 Importune. Quod recepisti,
 Tam dura estimasti,
 Nos iam vicina morte de fame perire,
 Quando talem annonnam voluisti largire.
 Nec ad pretium nec ad donum
 Non cupimus tale anone.
 Fecimus inde comentum
 Si dominus imbolat formentum
 A foris turpis est crusta;
 Ab intus migra nimis est fusca,
 Aspera est in palato,
 Amara et fetius odoratus.
 Mixta vetus apud novella;
 Faciunt inde oblata non bella.
 Semper habeas gratum,
 Qui tam larga manu voluisti donatum,
 Dum Deus servat tua potestate,
 In qua cognovimus tam grande largitatis.
 Vos vidistis in domo,
 Quod de fame nobiscum morimur. Homo,
 Satis te presumo salutare
 Et rogo, ut pro nobis dignetis orare.
 Transmisimus tibi de illo pane;
 Probat, si inde potis manducare.
 Quamdiu vivimus, plane
 Liberat nos Deus de tale pane
 Congregatio puellare sancta
 Refudat tale pasta.
 Nostra privata stultitia
 Ad te in summa amiticia.
 Obto, te semper valere
 Et caritatis tue iuro tenere.

聖人の徳によって至福をなす朋輩インポルトゥヌス殿へ。
 慈愛深く懇切なる同輩インポルトゥヌスへ。

あなたが受け取ったこの手紙を
 あなたはいかにも無礼千万と思われましょう。
 すでに飢餓のために、われわれの地方が死の淵に立っているその時、あなたはあのような食糧を惠んでくれようとした。
 しかし金銭と引き換えにせよ、無償の施しにせよ、われわれはあのような穀物を欲しない。われわれがあの穀物からパンを作ると……
 もし主がこの食糧を手に取られたなら！
 そのパンはみかけは悪く、
 その中身は真っ黒、
 その味はすさまじく、
 その臭いはするどく突き刺すよう。
 古い穀物に新しいものを混ぜた
 そうしたものからは立派な供物は作れない。
 あなたは常にめぐまれ、
 その大きな手で施しをなそうとした。
 なんといっても、あなたの権力のうちにある神
 その広大な慈悲の心をわれわれは知っていたから。
 あなたは館にあって座視した、
 飢餓のためにわれわれが死んでいくさまを。
 なんたる人。
 あなたへの挨拶は十分果たしたと信ずるから、
 私の願いは、われらのために高官諸賢に訴えてくれること。
 われわれはあなたにあのパンの一部を送った。
 果たしてあなたがそれを食しうるか否かが確かめられよう。
 われらが生きている間じゅう、
 神がこのようなパンを与えて下さるとは！
 聖なる娘たちの団体は、
 このようなパンは御免こうむる。
 われらの個人的な非礼な振舞いを、
 厚い友情をもって受けとめてくれるように。
 私は願ってやまない、あなたがいつも健康であるよう、あなたが慈愛の精神を保つよう。

2. Item alium.

Beatificando domno et fratre Frodeberto pape.
 Domno Frodeberto, audivimus,
 Quod noster fromentus vobis non fuit acceptus.
 De vestra gesta volumus intimare,
 Ut de vestros pares numquam delectet iogo tale referrere.
 Illud enim non fuit condignum,
 Quod egisti in Segeberto regnum
 De Grimaldo maiorem dormus,
 Quem ei sustulisti sua unica ove, sua uxore.
 Unde postea in regno numquam habuit honore.

Et cum gentes venientes in Toronica regione
 Misisti ipsa in sancta congregazione,
 [In] monasterio puellarum,
 Qui est constructus in honor[e].....
 Non ibidem lectiones divinis legistis,
 Sed.....nis inter vos habuistis.
 Oportet satis obse.....
conlocutione,
 Quem nec est a Deo apta
ta
 Sic est ab hominibus vestra sapientia
[pru] dentiae
 Sed qualem faciebatis in... monasterio puellarum pro pane [in] monasterio fuisti generatus
 domn.....perdidisti.[ndu] ge ista pauca verba.....Inportunus de Parisiaga terra.

至福をなす同輩司教フロドベルトゥスへ。
 フロドベルトゥス殿、われわれは聞いた
 われわれの食糧をあなたが受け取らなかったことを。
 あなたの所業をわれわれは公にしよう
 あなたの仲間が似たような軽に繋がれるのは
 好ましいことではないから。
 あれは実に恥べき所業であった。
 あなたがシギベルトの王国に赴き、
 宮宰グリモアルドゥスから、
 あなたはそこで彼の有する只一羽の小鳥たる、
 妻を奪った。
 そのため、以後彼は王国でいかなる名譽も
 得なかった。
 やがて従士たちと共にトゥール地方に到來した
 あなたは彼女を聖なる団体に入れた。
 女子の修道院に、
の名譽を讃えるべく建てられた。
 あなたはそこで聖書を読むこともせず、
 ただ.....を仲間に入れて...
 心して警戒すべき.....
な会話は
 神の許さざるところ、

 かくして、あなたのような知恵を持つ者たちによって、
思慮の...
 だがあなたがパンために女子修道院...為した類いのことは、
 ...あなたは修道院のなかに逃がし、生まれた...を、あなたは失った。
 このささやかな言葉を許されよ...

インポルトゥヌス パリの地より。

- (67) 第二書簡参照。
- (68) 欠落部分が示していたと推定される情報の性格からます間違いない。
- (69) "Huius (= Lantberti) namque avunculi, viri clarissimi atque in seculo nobilissimi, quorum vocabula sunt Hrotbertus ac Haltbertus, fuerunt; quorum prior Hrotbertus summus palatii tum temporis fuerat referendarius,.." *Vita Lantberti*, c. 1, in M. G. H. SS. r. Mero. t. 5, p. 608.
- (70) H. Bresslau, *Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien*, Bd. 1, Berlin 1958, p. 362 et 367 参照。
- (71) *Ibid.* p. 366.
- (72) Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 472 参照。
- (73) Bresslau, *Handbuch* (註70), p. 366 et 367 参照。
- (74) K. F. Werner, Bedeutende Adelsfamilien im Reich Karls des Grossen, in *Karl der Grosse, Lebenswerk und Nachleben*, hrsg. H. Beumann, Bd. 1, Dusseldorf 1965, p. 118–19 参照。
- (75) *Ibid.* p. 119 et n. 132.
- (76) "His diebus quidam inlustris Hrotbertus nomine generosa ex stirpe proditus et gerulus fuerat annuli regis Chlotarii." *Vita Ansberti*, c. 2, in M. G. H. SS. r. Mero, t. 5, p. 620.
- (77) このアンスペルトゥヌスの伝記第3章において、HrotbertusにはHaltbertusなる兄弟がおり、二人ともサン=ヴァンドリュ修道院の院長となったラントベルトゥスの叔父であった事実が述べられており、先に引用した『聖ラントベルトゥス伝』第一章の叙述と血縁関係が符合する。
- (78) 註(69)ならびに(76)参照。
- (79) "Dominis nostris propriis Reideberto, Chrodeberto, Emerulfo, majoribus-domus sacri palatii,.." in Pardessus, *Diplomata*, t. 2, n° CCCXLVIII, a. 663, p. 131.
- (80) Dupraz, *Contribution* (註62) p. 356–57; E. Ewig, Das Privileg des Bischofs Berthefrid von Amiens für Corbie von 664 und die Klosterpolitik der Königin Balthild, in *Francia*, t. 1, (1973), p. 108 参照。
- (81) *Vita Balthildis*, recensio A, c. 10, op. cit. p. 495–96 参照。
- (82) Ewig, Das Privileg (註80), p. 108, n. 83.
- (83) Dupraz, *Contribution* (註62), p. 356–57
- (84) エプロインの事績については、J. Fischer, *Der Hausmeier Ebroin*, Diss. Bonn 1954. およびP. Fouracre, Merovingians (註4) を参照。
- (85) "Anno denique prefati iuvenculi regis octavo. milicia regis corruptibilis deserta, gladiisque e ferro formatis exutus,.." *Vita Lantberti*, c. 1, op. cit. p. 608.
- (86) *Vita Lantberti*, c. 1, op. cit. p. 608.
- (87) *Ibid.*
- (88) Dupraz, *Contribution* (註62). p. 361, n. 1. 参照。
- (89) 註(66)の第二書簡参照。
- (90) グリモアルドのクー・デタとその帰結については、E. Ewig, Noch einmal zum Staatsstreich Grimoalds, in *Spätantikes* (註14), Bd. 1, p. 573–77; R. A. Gerberding, *The Rise of the Carolingians and the Liber Historiae Francorum*, Oxford 1987, p. 47–66 参照。
- (91) Gerberding, *ibid.* p. 47–8.
- (92) E. Ewig, Die fränkischen Teilreich im 7. Jahrhundert (613–714) in *Spätantikes* (註14) p. 209–10.
- (93) Fouracre, Merovingians (註4), p. 3 参照。
- (94) "In Parisius civitate in carcere mancipatus (=Grimoaldus), vinculorum cruciatu constrictus, ut erat

- morte dignus, quod in domino suo exercuit, ipsius mors valido criciatu finivit." *Liber Historiae Francorum*, c. 44, op. cit. p. 316.
- (95) 例えば次のような箇所を参照。"Quod egisti in Sigiberto regnum / De Grimoaldo maiorem domus, / Quem ei sustulisti sua unica ove, sua uxore, / Unde postea in regno numquam habuit honore." *Additamentum e codice Formulae Senonensium*, in *Formulae*, t. 1, p. 221–22.
- (96) "Et cum gentes venientes in Toronica regione / Misisti ipsa in sancta congregazione, / [in] monasterio puellarum, / .." ibid. p. 222.
- (97) *Acta Sanctorum Bollandiana*, Oct. 1, p. 480 参照。
- (98) *Pardessus, Diplomata*, t. 2, n° CCCLXXIV, p. 164.
- (99) この人物についての最近の優れた論考として G. Scheibelreiter, Audoin von Rouen. Ein Versuch über den Charakter des 7. Jahrhunderts, in *La Neustrie* (註11), t. 1, p. 195–216 参照。
- (100) *Epistola Dadonis (=Audoini) ad Rodobertum (=Chrodotobertum)*, *Rescriptum ad dominum Dadonem a Rodoberto*, in *Vita Eligii Liber II*, in *M. G. SS. r. Mero*, t. 4, p. 741 参照。
- (101) *Analecta Bollandiana*, t. x, fasc. 1, 1881, p. 413, n. 1
- (102) *Vita Eligii ep. Noviomagensis*, in *M. G. SS. r. Mero*, t. 4, p. 651–55 参照。
- (103) *Les canons* (註12), t. 2, p. 416–17 参照。
- (104) 82ページ参照。
- (105) *Gregori Turonensis Historiarum Liber X*, lib. 9, c. 26, op. cit. p. 445 参照。
- (106) *The Chronicle of Fredgar*, ed. and trans. by J. M. Wallace-Hadrill, London 1960, p. xiv–xxviii. また『偽フレデガリウス年代記』研究の最近の総括として, W. Goffart, *The Fredegar problem reconsidered*, in id. *Rome's Fall and after*, London / Roncevert, 1989, p. 319–54. 参照。
- (107) Geberding, *The Rise* (註90), p. 151.
- (108) この間の政治状況については M. Weidemann, *Das Testament des Bischofs Berthramm von Le Mans von 27. März 616. Untersuchungen zu Besitz und Geschichte einer fränkischen Familie im 6. und 7. Jahrhundert*. Mainz 1986, p. 148–67; 佐藤「ル・マン司教」(註6), 158–64頁参照。
- (109) 佐藤前掲論文 162–63頁。
- (110) Duchesne, *Fastes épiscopaux*, t. 2, p. 308.
- (111) "Namque pro reverentia sancti confessoris Martini, Eligio rogante, omnem censem, quod regi publicae solvebatur, ad integrum Dagobertus rex eidem ecclesiae indulxit atque per cartam confirmavit. Adeo autem omnem sibi ius fiscalis censurae ecclesia vindicat, ut usque hodie in eadem urbe per pontifici litteras comis constituatur." *Vita Eligii Liber I*, c. 32, op. cit. p. 688.
- (112) ローマ的租税制度の後継部族国家における機能についてフランク王国に関しては殆ど問題にもされず, F. Lot が遺稿として残したフランク時代のローマ的租税制度の研究は冷やかに扱われ, その出版を行なった弟子の見識を疑うといった極端な議論さえ出たが, さりとて最近主としてフランスの一部の研究者, 例えは J. Duriat や E. Magnou-Nortier らの 9世紀まで末期ローマの租税制度が手付かずまま存続したという主張は, こうした研究史への過剰反応として, 振り子の針をもう一方の端に押しちゃっただけの議論で, 到底そのまま受け入れられるものではない。こうした議論を体系化した最近の著作として J. Duriat, *Les finances publiques de Diocletien aux Carolingiens (284–889)*, Sigmaringen, 1990 がある。眞実はおそらくその中間にある。ローマの租税制度の残滓はメロヴィング期を通じて解体しつつも, 収奪関係に一定の作用を及ぼし続けたと思われる。そうした古代遺制をシステムとして組み込んでいたのが, いわゆるメロヴィンガーの国制構造なのである。われわれが追求しているのはこうした構造的解明である。
- (113) この文書の刊本はこれまで二種類作成されている。一つは P. Gasnault 編の *Documents comp-*

tables de Saint-Martin de Tours à l'époque mérovingienne, avec une étude paléographique par J. Vezin, Paris 1975, であり, もう一つは H. Atsma, J. Vezin 編 *Chartae Latinae Antiquiores. Facsimile-Edition of the Latin charters prior to the ninth century*, Part XVIII, France VI, Zürich 1975 である。この文書の研究として W. Goffart, Merovingian Polyptychs. Reflections on two recent publications, in *Francia* Bd. 9 (1982) p. 57–77; J. Durliat, Qu'est-ce qu'un polyptyque? A propos des documents de Tours (ChLA 659) in *Media in Francia... Recueil de mélanges offert à K. F. Werner*, 1989, 129–37. がある。両研究ともフィスカリスト(国家租税主義)の立場に立ち, サン=マルタンは「国家的租税」を請負的に委託され、「国家」に代わってそれを徴収したと考えている。メロヴィング期の王権にたいする「慣習的負担」としての国王貢租(*tributum publicum*)が請負システムによって収取されていたとする仮説は私自身が論文「メロヴィング期フランク王国における国王貢租(1)」「法経論集・法律篇(愛知大学)」第99号 1982年, 15–67頁で展開している。なお文書の内容全体については, S. Sato, *Recherches sur les Documents Comptables de Saint-Martin de Tours à la fin de l'époque merovingienne*, Mémoire de DEA, Université de Paris X. Nanterre, octobre 1985 参照。なお確実にこの「実務文書」の一部と推定される未知の二葉の断片がハンブルグで発見され, 1989年6月20日にロンドンのサザビィで競売に付された。P. ガノー氏による刊本の公刊が待たれる。P. Gasnault, Nouveau fragments de la comptabilité mérovingienne de Saint-Martin de Tours, in *Comptes Rendus de l'Académie des Inscriptions et Belles-Lettres*, 1989, p. 371–72 参照。

- (14) トゥール司教座の文書作成活動は5世紀末の司教 Perpetuus の遺言状や, マルティヌスの靈廟でおこった奇跡の文書による記録・報告, 先述の司教リストの系統的作成などからます間違いないと思われる。
- (15) J. Vezin, Étude paléographique des documents, in Gasnault, *Documents* (註13), p. 159–71, とりわけ p. 166 参照。
- (16) *Ibid.*
- (17) D. Ganz, Bureaucratic shorthand and Merovingian Learning, in *Ideal and Reality in Frankish and Anglo-Saxon Society*, ed. P. Wormald / D. Bulloch / R. Collins, Oxford 1983, p. 58–75 参照。
- (18) Kuchenbuch, Die Klostergrundherrschaft (註16), p. 300.
- (19) 代表的な例は, サン=ヴァンドリュ修道院で書かれた『Gesta abbatum Fontanellensium』であろう。ここにはこの修道院の文書管理が, 所領の把握のためにその創建期たる7世紀中葉以後どれほど細心の配慮をもってなされたかが記されている。